

(昭和二十七年法律第七十号、以下「旧法」といいます。)第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十二年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

8 建設業法第二十七条の二十二第一項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といふ。)の結果における電気工事の総合評定値が、一〇〇点以上であること。

9 経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額が、八五〇、〇〇〇千円以上であること。

10 この工事の主要機器である中央監視制御設備(運転操作設備、監視制御設備及び情報処理設備)を自社で設計及び製造することが可能な者であること。ただし、自社製造については、自社設計による外注も含むものとする。

11 過去十年以内において、国内で下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に基づく終末処理場の電気設備プラント工事(中央監視制御設備(運転操作設備、監視制御設備及び情報処理設備)を含む工事に限ります。)(の元請実績(単体で工事を完成したものに限り。)(を有するものであること。

二 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付現場での施工着手から竣工までの期間については専任で一名以上配置できること。

なお、製作現場(工場)の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。

1 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2 過去十五年以内に竣工した下水道法に基づく終末処理場の電気設備プラント工事の従事経験を有する者であること。

3 入札の申込みの日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

4 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

第二 入札手続等

一 入札説明書の交付期間及び交付場所等

1 交付期間 平成十九年九月十四日から同月二十五日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。)(及び九月二十六日の午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)(

2 交付場所 千六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県土木部下水道課総務管理係(奈良県分庁舎六階) 電話 〇七四二二七五二四(直通)

3 費用 無償とします。

二 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 提出期間 平成十九年九月二十五日及び同月二十六日の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)(

2 提出場所 奈良市登大路町一〇一 奈良県人会館 一階 中研修室(二)

3 提出部数 各一部

4 提出方法 持参に限り。ます。

5 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

三 主要機器の見積書の提出

二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、主要機器の見積書を次のとおり提出しなければなりません。

1 見積依頼日 平成十九年九月二十八日

2 提出期限 平成十九年十月十五日午後五時まで(郵送による提出の場合は、期限内に到着したものが有効)

3 提出場所 大和郡山田町南町一六〇番地 奈良県流域下水道センター総務課総務係

4 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便に限り。ます。

5 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

四 設計図書等の貸与

二に定める競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、設計図書を貸与します。

1 日時 平成十九年十一月十六日 午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)(

2 場所 三の3に同じ。

3 その他 貸与に当たつては、この競争入札に参加資格があることが確認された旨の通知書を持参してください。

貸与を受けた設計図書等は、開札の日までに返還するものとします。

五 技術提案書の提出等

1 二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書及び図面等を参考として、適切な技術提案に係る項目を立案し、次の(一)及び(二)の内容を示した技術提案書を提出しなければなりません。

(一) 技術提案に係る項目について

(二) 企業の施工能力等について

2 提出期限 平成十九年十月十日 午後五時

3 提出場所 三の3に同じ。

4 提出部数 各二部

5 提出方法 持参に限り。ます。

6 技術提案に関するヒアリング 日時については、別途通知します。

7 作成、提出及びヒアリングに係る費用 提出者の負担とします。

六 入札の手続及び開札の日時等

1 入札書の提出は、書留郵便に限り。ます。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「二月二十二日開札 浄化センター水処理中央監視・TV設備

更新工事 浄化第三八四号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県流域下水道センター所長あての親展として、平成二十年一月十八日午後五時までに三の3に定める場所に到着するようにしてください。

2 開札の日時 平成二十年一月二十一日 午前九時三十分

3 開札の場所 大和郡山市額田部南町二六〇番地

奈良県流域下水道センター 四階会議室

七 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

八 入札執行回数

入札執行回数は、一回とします。

第四 その他

一 入札保証金 免除します。

二 契約保証金

奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号 第十九条に定めるところ)によります。

三 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第二に掲げる資格のない

者の行った入札は無効とします。

五 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

(一) 入札参加者の「標準点」を二〇〇点とし、技術提案による「加算点」の最高点を三〇〇点として評価するものとします。

(二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
技術提案に係る項目 (二四点)	総合的なコスト削減に関する項目	中央監視設備の更新及び算設備のSQC機能追加工事における既設設備の運転への影響の軽減
	工事的物の性能・機能の向上に関する項目	監視制御設備の信頼性 監視制御設備の操作性
企業の施工能力等 (六六六)	企業の施工能力	工事成績評定点及び表彰実績
社会貢献・地域貢献	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験及び技術者表彰
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結及び災害・ボランティア活動実績

(三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」といいます。)(を)をもって行います。

(四) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高き者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を開札の日から八日以内(日曜日及び土曜日を含みます。)(に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に申し合わせなければなりません。ただし、書類が提出されない場合及び事情聴取に申し合わせない場合は、失格となります。

また、評価値の最も高い者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

六 別に配置を求める技術者

1 専任の監視技術者の配置が義務づけられている工事において、八の2で不計算式により設定された調査基準価格を下回った価格をもって契約をする場合において、落札者が奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監視技術者とは別に、第二の二の1、3及び4に定める要件を満たす技術者を、専任で一名現場に配置してください。

(一) 六五五未満の工事成績評定を通知された場合

(二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合(軽微な手直し等は除きます。)

(三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合

(四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知していただく。

七 契約の締結等

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十三年三月奈良県条例第四十号 第一条に該当する場合)においては、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。ただし、議決があるまでに、入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは、解除します。

2 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

3 契約書の作成を要します。

八 予定価格の額及び調査基準価格の算定方法

1 この工事の予定価格は、平成十九年十一月十六日に奈良県ホームページの「公共工事等の入札情報」において公表します。

2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この式により算出された金額が、予定価格の一〇分の八・五を超える場合は、予定価格に一〇分の八・五を乗じて得た額とし、予定価格の三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

調査基準価格<sup>II</sup>(直接工事費+共通仮設費+現場管理費相当額×1/5)×1.05/1.00

九 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに申請書及び資料に関する問い合わせ先

第三の二の二と同じ。

十 詳細は、入札説明書によります。

建設工事の請負について、次のとおり総合評価 般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「施行令」といいます。)(第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告します。なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う機械設備工事です。平成十九年九月十四日 奈良県知事 荒井正吾

治法施行令(昭和二十二年政令第16号。以下「施行令」といいます。)(第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告します。なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う機械設備工事です。平成十九年九月十四日 奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事項目 浄化センター2・4号汚泥脱水機更新 機械設備 工事

二 工事番号 浄化第三八三三号

三 工事場所 大和郡山市額田部南町

四 工事概要 脱水機補機設備 一式

五 汚泥脱水設備 二台

六 ケーキ搬出設備 二基

七 ポンプ、弁類等 一式

八 配管、架台類等 一式

四 工事期間 契約締結後約十三箇月間(ただし、第四の七の1の奈良県議会の議決を要する場合は、当該議決後約十三箇月間)

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち機械設備工事又は上下水道設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の二に定める競争入札参加資格の確認を受け、第三の三に定める主要機器の見積書を提出し、及び第三の五に定める技術提案書を提出したものが、この入札に参加することができ(以下「条件」といいます。)

一 次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号 第十五条の規定による機械器具設置事業又は水道施設工事の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後開札の日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置(以下「指名停止」といいます。))を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者(資本又は人事面において関連がある者でないこと。)

名称 株式会社日水コン

所在地 東京都新宿区西新宿六-1-11

5 会社更生法の平成十四年法律第百五十四号 第十七条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第百七十五号。以下「旧法」といいます。)(第二条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。))をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。))を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

8 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。))の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の総合評価値が、一、〇〇〇点以上であること。

9 経営事項審査の結果における機械器具設置工事又は水道施設工事の平均完成工事高(消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額)が、六〇〇、〇〇〇千円以上であること。

10 この工事の主要機器である圧入式スクリーン脱臭設備を自社で設計及び製造することが可能な者であること。ただし、自社製造については、自社設計による外注も含むものとする。

11 過去十年以内において、国内で下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)に基づく終末処理場の機械設備プラント工事(圧入式スクリーン脱臭設備を含む)

<p>む工事に限ります。(の元請実績(単体で工事を完成したものに限ります。)を有するものであること。</p> <p>二次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付現場での施工着手から竣工までの期間については専任で一名以上配置できること。</p> <p>なお、製作現場(工場)の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者は同一でなくともよい。</p> <p>1 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>2 過去十五年以内に竣工した下水道法に基づく終末処理場の機械設備プラント工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>3 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>4 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>第二 入札手続等</p> <p>一 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>1 交付期間 平成十九年九月十四日から同月二十五日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除きます。)(の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除きます。))及び九月二十六日の午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。))</p> <p>2 交付場所 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県土木部下水道課総務管理係(奈良県分庁舎六階) 電話 〇七四二二二七五二四(直通)</p> <p>3 費用 無償とします。</p> <p>二 競争入札参加資格の確認</p> <p>この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。</p> <p>1 提出期間 平成十九年九月二十五日及び同月二十六日の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)</p> <p>2 提出場所 奈良市登大路町一〇一 奈良県婦人会館 二階 中研修室(二)</p>	<p>3 提出部数 各部</p> <p>4 提出方法 持参に限りません。</p> <p>5 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。</p> <p>三 主要機器の見積書の提出</p> <p>二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、主要機器の見積書を次のとおり提出しなければなりません。</p> <p>1 見積依頼日 平成十九年九月二十八日</p> <p>2 提出期限 平成十九年十月十五日午後五時まで(郵送による提出の場合は、期限内までに到着したものが有効)</p> <p>3 提出場所 大和郡山市額田部南町一六〇番地 奈良県流域下水道センター総務課総務係</p> <p>4 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便に限りません。</p> <p>5 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。</p> <p>四 設計図書等の貸与</p> <p>二に定める競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、設計図書を貸与します。</p> <p>1 日時 平成十九年十一月十六日 午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)</p> <p>2 場所 三の3に同じ。</p> <p>3 その他 貸与に当たっては、この競争入札に参加資格があることが確認された旨の通知書を持参してください。</p> <p>貸与を受けた設計図書等は、開札の日までに返還するものとします。</p> <p>五 技術提案書の提出等</p> <p>1 二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書及び図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次の(一)及び(二)の内容を示した技術提案書を提出しなければなりません。</p> <p>(一) 施工計画について</p> <p>(二) 企業の施工能力等について</p> <p>2 提出期限 平成十九年十一月十日 午後五時</p> <p>3 提出場所 三の3に同じ。</p> <p>4 提出部数 各一部</p>	<p>5 提出方法 持参に限りません。</p> <p>6 技術提案に関するヒアリング 日時については、別途通知します。</p> <p>7 作成、提出及びヒアリングに係る費用 提出者の負担とします。</p> <p>六 入札の手続及び開札の日時等</p> <p>1 入札書の提出は、書留郵便に限りません。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「二月二十一日開札 浄化センター2・4号汚泥脱水機更新機械設備 工事 浄化第三八三号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合同様に封印等の処理をし、奈良県流域下水道センター所長あての親展として、平成二十年一月十八日午後五時までに三の3に定める場所に到着するようにしてください。</p> <p>2 開札の日時 平成二十年一月二十一日 午前十時三十分</p> <p>3 開札の場所 大和郡山市額田部南町一六〇番地 奈良県流域下水道センター 四階会議室</p> <p>七 入札に係る金額の記入方法</p> <p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五割に相当する額を加算した金額(当該金額に一口未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とします。で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>八 入札執行回数</p> <p>入札執行回数は、一回とします。</p> <p>第四 その他</p> <p>一 入札保証金 免除します。</p> <p>二 契約保証金 奈良県契約規則(昭和三十三年五月奈良県規則第十四号)第十九条に定めるところによります。</p> <p>三 入札者に要求される事項 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p>
---	--	---

四 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第二に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

五 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

(一) 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を20点として評価するものとします。

(二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目	施工計画 (10点)				加点基準
	工程管理	品質管理	安全管理	施工管理	
	工程管理及び工事の手順が適切であり、工夫が見られること。	品質の確認方法及び管理方法が適切であり、工夫が見られること。	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫が見られること。	施工管理方法が適切であり、工夫が見られること。	

企業の施工能力等 (20点)

企業の実績	企業の施工能力	工事成績評定点、表彰実績及びISO9000シリーズ認証取得
能力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験及び技術者表彰
地域精進度	本店の所在地及び地域内工事の実績	
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結及び災害・ボランティア活動実績	

(三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によつて得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」といいます。)をもつて行います。

(四) 詳細は、入札説明書によりします。  
2 落札者の決定方法等  
入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を開札の日から八日以内(日曜日及び土曜日を含みます。)に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。ただし、書類が提出されない場合及び事情聴取に応じない場合は、失格となります。また、評価値の最も高い者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を選定します。

六 別に配置を求める技術者  
1 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、八の2で示す算

式により設定された調査基準価格を下回った価格をもつて契約をする場合において、落札者が奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去一年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、第二の二の1、3及び4に定める要件を満たす技術者を、専任で一名現場に配置してください。

(一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合  
(二) 発注者から施工中止又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合(軽微な手直し等は除きます。)

(三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合  
(四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

七 契約の締結等  
1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和二十九年三月奈良県条例第四十号)第二条に該当する場合においては、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。ただし、議決があるまでに、入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは、解除します。

2 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

3 契約書の作成を要します。

八 予定価格の額及び調査基準価格の算定方法  
1 この工事の予定価格は、平成十九年十一月十六日に奈良県ホームページの「公共工事等の入札情報」において公表します。

2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この式により算出された金額が、予定価格の二〇分の八、五を超える場合は、予定価格に

一〇分の八・五を乗じて得た額とし、予定価格の三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

調査基準価格Ⅱ（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費相当額×Ⅰ/Ⅴ×Ⅰ〇五/Ⅰ〇〇）

九 契約条項を示す場所 契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに申請書及び資料に関する問い合わせ先

第三の二に同じ。

十 詳細は、入札説明書によります。

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告します。

平成十九年九月十四日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事名 第二浄化センター水処理施設増設（2）Ⅲ系電気設備 工事

工事番号 第二浄化第一七六号

二 工事場所 北葛城郡広陵町萱野

三 工事概要 受変電設備 一式

運転操作設備 一式

監視制御設備 一式

計装設備 一式

配管配線工事 一式

四 工事期間 契約締結後約二十五箇月間（ただし、第四の七の一の奈良県議会の議決を要する場合にあつては、当該議決後約二十五箇月間）

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち電気設備工事の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の二に定める競争入札参加資格の確認を受け、第三の三に定める主要機器の見積書を提出し、及び第三の五に定める

技術提案書を提出したものが、この入札に参加することができます。

一次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による電気工業業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認時点及びその後開札の日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者、資本又は人財面において関連がある者でないこと。

名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社

所在地 東京都多摩市関戸一丁目七番五号

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第七十号。以下「旧法」といいます。）第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含まず。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含まず。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十五号）第十一条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

8 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における電気工事の総合

合評定値が、一〇〇点以上であること。

9 経営事項審査の結果における電気工事の平均完成工事高、消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額が、六〇〇,〇〇〇千円以上であること。

10 この工事の主要機器である高圧変圧器、コントロールセンタ及び現場操作盤を自社で設計及び製造することが可能な者であること。ただし、自社製造については、自社設計による外注も含むものとする。

11 過去十年以内において、国内で下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）に基づく終末処理場の電気設備フロント工事（高圧変圧器、コントロールセンタ及び現場操作盤を含む工事）に限り、（の元請実績（単体で工事を完成したものに限り、）を有するものであること。

二 一次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付現場での施工着手から竣工までの期間については専任で二名以上配置できること。

なお、製作現場（工場の配置予定技術者据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。

1 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2 過去十五年以内に竣工した下水道法に基づく終末処理場の電気設備フロント工事の従事経験を有する者であること。

3 入札の申込みの日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

4 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

第三 入札手続等

一 入札説明書の交付期間及び交付場所等

1 交付期間 平成十九年九月十四日から同月二十五日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）及び九月二十六日の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2 交付場所 千六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地 奈良県土木部下水道課総務管理係（奈良県分庁舎）階

電話 ○七四二一七五(直通)

- 3 費用 無償とします。
- 二 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- 1 提出期間 平成十九年九月二十五日及び同月二十六日の午前十時から午後四時まで(正午から午後二時までを除きます。)
  - 2 提出場所 奈良市登大路町一〇一 奈良県婦人会館 二階 中研修室(二)
  - 3 提出部数 各一部
  - 4 提出方法 持参に限りません。
  - 5 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。
  - 三 主要機器の見積書の提出
    - 二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、主要機器の見積書を次のとおり提出しなければなりません。
    - 1 見積依頼日 平成十九年九月二十八日
    - 2 提出期限 平成十九年十月十五日午後五時まで(郵送による提出の場合は、期限内に到着したものが有効)
    - 3 提出場所 大和郡市額田部南町二六〇番地 奈良県流域下水道センター総務課総務係
    - 4 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便に限りません。
    - 5 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。
  - 四 設計図書等の貸与
    - 二に定める競争入札参加資格の確認を受けた者に対し、設計図書等を貸与します。
    - 1 日時 平成十九年十一月十六日 午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)
    - 2 場所 三の3に同じ。
    - 3 その他 貸与に当たっては、この競争入札に参加資格があることが確認された旨の通知書を持参してください。
- 貸与を受けた設計図書等は、開札の日までに返還するものとします。

五 技術提案書の提出等

- 1 二に定める競争入札参加の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書及び図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次の(一)及び(二)の内容を示した技術提案書を提出しなければなりません。
- (一) 施工計画について
- (二) 企業の施工能力等について

- 2 提出期限 平成十九年十二月十日 午後五時
- 3 提出場所 三の3に同じ。
- 4 提出部数 各一部
- 5 提出方法 持参に限りません。
- 6 技術提案書に関するヒアリング 日時については、別途通知します。
- 7 作成、提出及びヒアリングに係る費用 提出者の負担とします。
- 六 入札の手続及び開札の日時等
  - 1 入札書の提出は、書留郵便に限りません。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「二月二十一日開札 第二浄化センター水処理施設増設(2)Ⅲ系電気設備 工事 第二浄化第一七六号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県流域下水道センター所長あての親展として、平成二十年一月十八日午後五時までに三の3に定める場所に到着するようにしてください。
  - 2 開札の日時 平成二十年一月二十一日 午前十時
  - 3 開札の場所 大和郡市額田部南町二六〇番地 奈良県流域下水道センター 四階会議室
  - 七 入札に係る金額の記入方法
    - 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五十分の百に相当する金額を入札書に記載してください。
    - 八 入札執行回数
      - 入札執行回数は、一回とします。

第四 その他

- 一 入札保証金 免除します。
- 二 契約保証金 奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条に定めるところによります。
- 三 入札者に要求される事項
  - 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 四 入札の無効
  - 第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
  - なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第二に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。
  - 五 落札者の決定方法等
    - 1 総合評価の方法及び落札者の決定基準
      - この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。
      - (一) 入札参加者の「標準点」を二〇〇点とし、技術提案による「加算点」の最高点を二〇点として評価するものとします。
      - (二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目	加点基準
施工計画 (二〇点)	
工程管理	工程管理及び工事の手順が適切であり、工夫が見られること。

品質管理	品質の確認方法及び管理方法が適切であり、工夫が見られること。
安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫が見られること。
施工管理	施工管理方法が適切であり、工夫が見られること。
企業の施工能力等	企業の施工能力 工事成績評定点、表彰実績及びISO9000シリーズ認証取得
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験及び技術者表彰
地域精進度	本店の所在地及び地域内工事の実績
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結及び災害・ボランティア活動実績

(三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」といいます。)(をもちて行います。

(四) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者

とならない場合があります。

なお、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める条項に規定する書類を開札の日から八日以内(日曜日及び土曜日を含みます。)(に入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。ただし、書類が提出されない場合及び事情聴取に応じない場合は、失格となります。

また、評価値の最も高い者が二人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

六 別に配置を求める技術者

1 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、八の2で不算式により設定された調査基準価格を下回った価格をもって契約をする場合において、落札者が奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成あるいは開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、第二の二の1、3及び4に定める要件を満たす技術者を、専任で各現場に配置してください。

(一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合

(二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合(軽微な手直し等は除きます。)

(三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合

(四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

七 契約の締結等

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年三月奈良県条例第四十号)第二条に該当する場合においては、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。ただし、議決があるまでに、入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは、解除

します。

2 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

3 契約書の作成を要します。

八 予定価格の額及び調査基準価格の算定方法

1 この工事の予定価格は、平成十九年十一月十六日に奈良県ホームページの「公共工事等の入札情報」において公表します。

2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この式により算出された金額が、予定価格の二〇分の八・五を超える場合は、予定価格に二〇分の八・五を乗じて得た額とし、予定価格の三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

調査基準価格Ⅱ(直接工事費+共通仮設費+現場管理費相当額)×二/五×一〇五/一〇〇

九 契約条項を示す場所、契約を拒否する部課等の名称及び所在地等並びに申請書及び資料に関する問い合わせ先

第三の二の2に同じ。

十 詳細は、入札説明書によります。

### 教育委員会公告

平成20年度の奈良県立高等学校入学者一般選抜募集要項、奈良県立高等学校入学者一般選抜募集要項(聴覚障害者)、奈良県立高等学校入学者特色選抜募集要項、奈良県立三津川高等学校聴覚障害者中等一般教育に関する入学者選抜募集要項、奈良県立高等学校入学者第2次募集による選抜募集要項、奈良県立大田中央高等学校入学者選抜募集要項、奈良県立高等学校定時制課程入学者募集(入学者募集)特別措置要項、奈良県立高等学校入学者募集(特別措置要項)、奈良県立高等学校入学者募集(特別措置要項)、奈良県立高等学校入学者募集(特別措置要項)の通知(他の都道府県の公立高等学校の進学のための通知)を次のように定めます。

平成19年9月14日

奈良県教育委員会委員長 上 野 道 善